

消費税の納税義務の概要

Aさん

税理士のJunさん

消費税の納税義務について教えてください。

個人事業者の場合と**法人**の場合との消費税の納税義務の概要は、次のとおりです。

	個人事業者	法人
① 新規事業の場合	原則として事業開始から 暦年の2年間は免税	資本金 1,000万円以上の 場合を除き、原則2期免税
② 基準期間による判定	前々年(基準期間)の 課税売上高が 1,000万 円以下の場合免税	前々事業年度(*)の 課税売上高が 1,000万 円以下の場合免税
③ 特定期間による判定	前年の1/1~6/30(特定期間)の 課税売上高又は給与等支払額が 1,000万円以下の場合免税	特定期間の課税売上高又は 給与等支払額が 1,000万円以下 の場合免税(別紙にて解説)

* **法人**で前々事業年度が1年未満の場合には、1年に換算して課税売上高を計算します。

個人事業者の場合の**基準期間**ですが、年の途中で事業を開始した場合はどうなりますか？

個人事業者の場合には、年の途中で事業を開始しても、その**基準期間**は、あくまでもその前々年の暦年1年間となり、例えば事業開始が4月の場合でも、9か月間を1年間には換算しません。

R2	R2	R3	R4.1.1~12.31の 基準期間 は、	R4
4/1事業開始	12/31	12/31	R2年(1年換算は行わない)	12/31
▽	▽	▽		▽

次に、**法人**の場合の**基準期間**ですが、年の途中で会社を設立した場合はどうなりますか？

会社設立の場合の**法人**(12月決算法人)の**基準期間**は、例えば、次のようになります。

下記の例の場合、R2.6.22~12.31の課税売上高に12/7を掛けて、1年間に換算して判定します。

R2	R2	R3	R4.1.1~12.31の 基準期間 は、	R4
6/22設立	12/31	12/31	R2.6.22~R2.12.31(7か月)	12/31
▽	▽	▽		▽

個人事業者の場合の**特定期間**は、**前年の1/1~6/30**ということですが、年の途中で事業を開始した場合はどうなりますか？

個人事業者の**特定期間**は、例えば、次のようになります。

R2	R2	R3	R3.1.1~12.31の 特定期間 は、	
4/1事業開始	6/30	12/31	R2.4.1~R2.6.30(3か月)	
▽	▽	▽		

免税事業者となった方が必ず有利となるのですか？

事業形態にもよりますので、免税事業者となることが必ずしも有利とは限りません。

「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、課税事業者になることを選択した方が還付となり有利となる場合もあります。また、上記に述べた以外にも、様々な規定がありますので、消費税の取扱いにつきましては特に注意が必要で、税理士に相談することをお勧めします。

消費税の制度はここまで聞いた限りでもけっこう複雑ということがわかりましたので、税理士によく相談することとします。